

○橋本市人権行政推進本部要綱

平成18年3月1日

告示第6号

改正 平成18年6月2日告示第258号

平成19年3月6日告示第18号

平成19年6月1日告示第85号

平成20年4月8日告示第61号

平成21年3月31日告示第60号

平成22年3月31日告示第60号

平成25年3月28日告示第43号

平成26年4月1日告示第48号

平成27年3月31日告示第46号

平成28年3月31日告示第92号

平成29年3月31日告示第86号

(設置)

第1条 本市における人権に関する必要な施策(以下「人権施策」という。)の総合的な推進を図るため、橋本市人権行政推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権施策の基本方針の策定及び実施に関すること。
- (3) 人権施策の調査研究に関すること。
- (4) 人権施策の諸機関との連携に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人権施策推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、その所管に属する人権に関する施策に関して総括し、本部長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第6条 推進本部に、所掌事務の具体的事項につき協議し、調整し、及び検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は市民生活部長を、副幹事長は教育部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部長が指名する者をこれに加えることができる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたとき、又は幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 特定事項に係る検討、調整等については、関係幹事の会議をもって、幹事会に代えることができる。
- 8 幹事会は、特定の課題を処理するため、実務担当者によるワーキング・チームを設けることができる。
- 9 ワーキング・チームの運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第7条 推進本部及び幹事会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、市民生活部人権・男女共同推進室において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年6月2日告示第258号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月6日告示第18号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日告示第85号)

この告示は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月8日告示第61号)

この告示は、平成20年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第60号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第60号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第43号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日告示第48号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第46号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第92号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第86号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役職	構成員
本部長	理事、危機管理監、総合政策部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、経済推進部長、建設部長、会計管理者、消防長、上下水道部長、市民病院事務局長、教育部長、議会事務局長

別表第2(第6条関係)

部名	構成員
	危機管理室長
総合政策部	政策企画室長、秘書広報課長、職員課長、教育福祉連携推進室長、朝ドラ誘

	致室長
総務部	総務課長、財政課長、管財課長、債権回収対策室長
市民生活部	市民課長、人権・男女共同推進室長、生活環境課長、税務課長、納税課長
健康福祉部	福祉課長、保険年金課長、介護保険課長、いきいき長寿課長、健康課長、こども課長
経済推進部	農林振興課長、シティセールス推進課長、はしもとブランド推進室長、企業誘致室長
建設部	都市整備課長、まちづくり課長、建築住宅課長、農林整備課長
消防本部	総務課長
上下水道部	水道経営室長、下水道課長
市民病院	総務課長
教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、社会教育課長、文化スポーツ室長、中央公民館長
議会事務局	議会事務局次長